

府政経運第622号
令和5年12月5日

経済財政諮問会議議長
岸田 文雄 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公 印 省 略)

内閣府設置法第19条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第50号

「令和6年度予算編成の基本方針」いかん。